

善監委告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき公表します。

平成 26 年 11 月 7 日

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文
善通寺市監査委員 林 野 忠 弘

平成 26 年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項及び第 10 項の規定に基づき次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 8 月 31 日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
民 生 部	環境課、隣保館、東原児童館、高橋会館 保育所（善通寺・竜川・青葉・吉原）
消 防 本 部	消防総務課
教育委員会 事 務 局	教育総務課 東中学校、西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・公民館） 学校給食センター、市民会館、図書館

3 監査の期間

平成 26 年 10 月 6 日（月）から平成 26 年 10 月 15 日（水）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。一部関係部課においては、施設、備品管理等現地監査を行った。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は次のとおりである。

今後とも一層、厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通の指摘事項

1 長期継続契約書の解約条項について

委託契約書並びに土地賃貸借契約書には債務負担行為が不用となる「解約条項」があるものの、「予算が減額または削除されたときは契約を解除する」という趣旨の文書がなく、長期継続契約の形態をなしていない。次回の契約更新には賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。

2 長期継続契約書の自動更新について

委託契約書並びに土地賃貸借契約書には「自動更新条項」があり、このことは地方自治法 232 条 3 で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、いわゆる自動更新条項を設けることができないことになっている。次回の契約更新には賃借料の見直しも含めて相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。

3 長期継続委託契約書の変更契約書について

消費税率の変更に伴う変更契約書において、元の長期継続契約書に「契約の変更」条項がない契約書、また「契約の変更」条項の代わりに「協議事項」条項を記載した契約書が見られた。これらは、いずれも変更契約書の根拠をなしていないので、早急に再契約を検討されたい。

個別的指摘事項

(消防本部)

① 消防分団屯所の維持管理について

8 消防分団は、本市の消防業務の中核をなす組織であり、その根拠地が屯所である。その一部は、コミュニティ会館としても地域に根差した施設となっている。この 8 屯所の一部において、内装等が十分でないものがあるので計画的に修繕するよう検討されたい。

(教育総務課)

① スタディーアフタースクール指導員の雇用について

指導員への雇用通知書発行について、昨年度の監査で指摘したところである。ところが今年の監査時に確認したところ、通知書は未発行とのことである。同事案は、労働基準法第 15 条（労働条件の明示）に抵触しているので早急に対処されたい。

② 日本スポーツ振興センターの災害共済負担金の集金方法について

この負担金は、小学校・幼稚園の保護者から現金による集金をしていたので、昨年口座振替による変更するよう指摘したところである。ところが、今年の監査時において、まだ一部の幼稚園が現金集金を行っていたので、さらに、一層の指導をされたい。

③ スタディーアフタースクールに係る事務分掌について

スタディーアフタースクール事業は、平成 24 年度に(株)善通寺市総合サービスから返還された業務である。ところが、その業務が「教育委員会事務局組織規則」並びに「教育委員会事務権限規程」の事務分掌に記載されていないので改定されるよう検討されたい。

④ 職員の配置について

当課は、8 人（職員 4 人、嘱託員 4 人）の職員等が配置されている。その業務は、平成 6 年当時の 3 課の 11 人（職員 9 人、嘱託員 2 人）で行っていた大半の仕事を引き継いでいる。このことは、平成 7 年からスタートした行財政改革によるものであり、職員数は半分に減少している。しかし、職員の削減と市民サービスの質の維持は、近年、行政サービスに求められているところである。

一方、教育委員会には、いじめ問題をはじめ土曜日充実事業、教育委員会制度改革に伴う体制整備、国による学童保育の拡充策など当課を取り巻く環境は厳しさを増す傾向にある。また、監査による指摘事項が増える状況下を鑑みると、嘱託員に任せられない業務が増えていると推察される。

このような観点から、教育委員会制度改革業務等に伴う職員の配置を人事担当課と十分に協議するよう検討されたい。

(生涯学習課)

① 鉢伏ふれあい公園に係る事務分掌について

「教育委員会に対する事務委任規則」により、鉢伏ふれあい公園の管理運営に関する事務等は教育委員会に委任されている。ところが、この事務分掌が「教育委員会事務局組織規則」並びに「教育委員会職務権限規程」に記載されていないので改定されたい。

② 郷土館の施設管理について

郷土館は、平成17年度に旧偕行社から旧四国貯蓄の建物に移転し現在に至っている。市民、観光客が来館し展示物の価値を称賛しているところである。一方、建物自体の老朽化が進行するなか、2階の展示室西側の窓部分及び同通路の天井は修繕が必要な状況であるので早急に対処されたい。なお、当館の袖看板を設置することも併せて検討されたい。

③ 出土品の保存等について

本市は、練兵場跡地・西部有岡地区などに遺跡・古墳からの出土品が、数多く発掘されている。それらの価値は、県内において屈指のものと言われている。

一方、これらの保管管理は郷土館・総合会館などに分散されており、管理上好ましい状況ではない。今後、どのように保管していくのか計画を作成し、今後の出土品数増に対応されたい。

また、これらの公開展示については、ホームページ等により市民への開示に心がけるよう検討されたい。

④ 職員の配置について

当課は、7人（職員5人、嘱託員2人）の職員等が配置されている。

その業務は、平成10年当時の1課3室2館の16人（職員15人、嘱託員1人）で行っていた大半の仕事に加え、現在の旧偕行社の管理も行っている。これは、教育総務課と同様に、行政改革によるものである。

これにより、旧1課（又は1室）の仕事を職員1人で担当するような業務量になり、超過勤務が恒常化している。

このような観点から、職員等の業務が軽減されるよう人事担当課と十分に協議するよう検討されたい。

(図書館)

① 有資格嘱託員の確保について

図書館は、9人の嘱託員と市民会館と兼務職員1名で業務を行っている。

また、当図書館には司書が4人おり、図書館の専門職員として活躍しているところである。これらの有資格者の確保は、教育委員会が採用にあたり、努力した賜物であ

る。しかし、司書有資格者は他の一般事務嘱託員と同一の賃金であり、今後、人材の流出が懸念されるところである。一方、県内の他市において、司書有資格嘱託員の賃金は、一般事務嘱託員と混在している図書館では区分した賃金を支給している。本市においても、司書有資格者の確保をする観点から、かかる賃金の支給に配慮をすることを検討されたい。

(市民会館)

① 施設管理について

築 36 年を迎える市民会館は耐震強度不足を指摘され、建替えなどの議論がされているところである。しかし、当面は閉館せずに使用していく役割も担わされている。このような時期であるが、台風や大雨時に、3 階の通路および図書館の天井から雨漏りがしているので、修繕をされたい。

② ピンスポットライトの維持管理について

演芸会等の時に使用するピンスポットライトが 3 台ある。1 台は開館時から利用されたもので、ランプ交換等の修繕が続いている。修繕部品が無くなる前に、更新計画を検討されたい。他の 2 台のうち、1 台は総務課の所有であるので、その使用形態を鑑み、保管替えすることも検討されたい。

③ 樹木の管理について

市民会館西側の駐輪場周辺には、数本の楠が茂り周辺に枝を伸ばし、四国学院大学側へも進入している。一方、四国学院大学側の樹木も、枝葉を伸ばし、駐輪場の上を覆っている。これらの樹木は、計画的に剪定をすることが肝要である。隣接の四国学院大学と協議し、剪定するよう検討されたい。

(学校給食センター)

① 重要設備の修繕について

施設の建替え計画等が議論される中で、重要設備の劣化が進行している。平成 23 年度の監査では、熱交換器の劣化を指摘し、改善されたところではある。ところが、その後、残る重要設備（15 年経過のボイラー 2 基、建設当時から使用している配管及びボイラー周辺の部品）には、修繕等に対する計画性が見られず、給食業務の長期停止が懸念されるところである。児童等や保護者に多大な負担を強いる懸念も考えられるので、早急な対策を検討されたい。